



市内事業者のみなさま

「くるみん」 認定の取得を 応援します!



奨励金

30万円

- ・認定企業へ交付
- ・予算の上限に達し次第終了



- ◆「くるみん」とは、仕事と子育ての両立が望める職場環境を整備した事業者を厚生労働大臣が認定する制度です。
- ◆「くるみん」認定を受けると、優秀な人材確保、企業イメージの向上、社員の定着率向上等が期待できます。

お申込み
お問合せ

松阪市役所 企業誘致連携課

☎ 0598-53-4366

✉ kig.sec@city.matsusaka.mie.jp

くるみんご案内(松阪市)▶▶



奨励金受給の流れ

STEP
1

一般事業主行動計画の策定・届出、外部への公表、労働者への周知

〔一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法により、労働者が101人以上の企業は義務化されています。〕

STEP
2

一般事業主行動計画の目標達成など一定の基準を満たした企業は「くるみん」認定を申請（申請先：三重労働局）

（主な要件）

- ・一般事業主行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと
- ・男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であること（労働者数が300人以下の事業者は特例措置あり）
- ・女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること ほか



くるみんHP(厚生労働省)

STEP
3

厚生労働大臣から「くるみん」認定

STEP
4

松阪市役所企業誘致連携課へ奨励金の申請（認定を証明する資料等を添付）

STEP
5

奨励金（30万円）を交付

お申込み
お問合せ

松阪市役所 企業誘致連携課

☎ 0598-53-4366

✉ kig.sec@city.matsusaka.mie.jp

